

品川区地域介護予防活動助成金交付要綱

制定 令和3年10月29日 区長決定 要綱第328号

(目的)

第1条 この要綱は、品川区介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成27年要綱第380号）第3条第4号に規定する一般介護予防事業として、高齢者をはじめとする区民が主体となって地域で活動する団体の自主的な運営による介護予防、健康づくり等を目的とした活動（以下「地域介護予防活動」という。）の実施に際し、その活動に係る費用の全部または一部を助成することにより、区民の自主的な運営による地域介護予防活動の活性化を図ることを目的とする。

(助成対象)

第2条 助成対象となる者は、次条に定める活動を行う団体の代表者であつて、当該団体が次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 原則として代表者および構成員の半数以上が、品川区内に在住または在勤する者（以下「区民」という。）であつて、かつ、自主的に運営されていること。
- (2) 5人以上で組織される団体であつて、当該団体の構成員の半数以上が概ね60歳以上の者（以下「高齢者」という。）であること。
- (3) 品川区内で地域介護予防活動を1年間以上継続して、月1回以上実施すること。
- (4) 地域介護予防活動に係る経費について会計処理を適正に行っていること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、助成の対象としない。

- (1) 既にこの要綱による助成を受けた団体の代表者または構成員である者が、合計3人以上所属している団体であるとき。ただし、当該団体の構成員のうち、初めて本要綱の助成対象団体に所属する者がその過半数を占めるときは、この限りでない。
- (2) 政治活動、宗教活動または営利を目的とした団体であるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員が構成員であるとき。
- (4) 法第2条第2号に規定する暴力団または同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有する団体であるとき。
- (5) その他区長が第1条の目的に照らし、助成することが適切でないと認める団体であるとき。

(地域介護予防活動)

第3条 助成対象となる地域介護予防活動は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 1回あたり30分程度の介護予防に資する体操その他の区長が介護予防に資すると認める軽易な運動を実施するもの
- (2) 区内で実施するもの
- (3) 概ね5人以上の高齢者が継続して参加するもの

2 前項の規定にかかわらず、品川区高齢者クラブ助成要綱（昭和32年品川区要綱第177号）、品川区社会福祉協議会が定めるほっと・サロン運営助成要綱による助成その他の同趣旨の助成を受けている活動は、助成の対象としない。

(助成期間)

第4条 この要綱による助成は、助成対象団体が最初に当該助成を受けた地域介護予防活動の実施日から1年間に限るものとする。

(助成対象経費)

第5条 助成対象となる経費は、地域介護予防活動に必要な経費であって、別表に掲げるものとする。

(助成金額)

第6条 助成の申請に基づき、1団体につき1開催日あたり1,000円を上限とし助成するものとする。ただし、当該助成は、1団体につき1月あたり5日間を上限とする。

2 助成金額は、予算の範囲内で決定する。

(交付申請)

第7条 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、区長に提出するものとする。

- (1) 団体構成員名簿
- (2) 活動計画書
- (3) その他区長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 区長は、前条に基づく申請があったときは、当該申請に係る内容を審査し、その可否を決定するものとする。

2 区長は、前項の決定をしたときは、交付決定通知書（第2号様式）または不交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 前条の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、助成対象となる地域介護予防活動が終了した日から30日以内または交付決定の

属する会計年度が終了する日のいずれか早い日までに、実績報告書（第4号様式）に次に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

- (1) 領収書の写し等助成対象経費の内容を確認できる書類
- (2) その他区長が必要と認める書類

（助成金額の確定）

第10条 区長は、前条の報告を受けたときは、その内容を審査し、第8条の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金額を確定し、助成金額確定通知書（第5号様式）により交付決定者に通知するものとする。

2 前項の規定により交付すべき助成金の確定額は、助成対象となる地域介護予防活動の実施に要した助成対象経費を第6条に基づき計算した額または交付決定した助成金額のうちいずれか低い額とする。

（助成金の請求）

第11条 交付決定者は、前条の通知を受けたときは、速やかに請求書（第6号様式）を区長に提出するものとする。

（交付決定の取消し）

第12条 区長は、交付決定者が次のいずれかに該当する場合は、第8条の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金を助成対象事業以外に使用したとき。
- (3) その他区長が交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したと認めるとき。

（返還）

第13条 区長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消したときは、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、既に交付決定者に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

（関係書類の保存等）

第14条 助成対象者は、助成対象事業に係る収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を助成対象期間終了後5年間保存するものとする。

（状況報告および調査）

第15条 区長は、必要があると認めるときは、地域介護予防活動の実施状況について、団体の代表者に対して随時報告を求め、または助成に係る関係書類を調査することができる。

（適用）

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付については品川区補助金等交付規則（昭和39年品川区規則第4号）の規定を適用する。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に福祉部長が定める。

付 則

この要綱は、令和3年11月1日から適用する。

別表（第5条関係）

項 目	内 容
需用費	活動に必要な消耗品費、印刷代等
役務費	活動に必要な保険料、切手代その他の郵便料等
使用料および賃借料	活動に必要な会場使用料（個人の住居に係る家賃等を除く。）、機材の使用料または賃借料等
その他	上記以外で区長が必要と認めたもの

備考 月または年を単位とする使用料および賃借料の額は、1カ月を30日として日割計算するものとする。この場合において、計算した額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

年 月 日

品川区長 へ

団 体 名

代表者氏名

住 所

品川区地域介護予防活動助成金交付申請書

品川区地域介護予防活動助成金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

交付申請額 ¥ _____

団体連絡先	氏名（代表者と異なる場合のみ記入）： 住所（代表者と異なる場合のみ記入）： 電話： F A X： E - m a i l：
添付書類	・団体構成員名簿 ・活動計画書 ・その他区長が必要と認める書類

団体構成員名簿

団体名 _____

人数合計： _____人

(内訳) 区民： _____人

60歳以上： _____人

No.	氏名	住所 または 勤務先所在地	年 齢 (年 月 日 時点)	※
1	(代表者)			
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

※ 既にこの要綱による助成を受けている他団体の代表者または構成員であるときは○をつけること。

活動計画書

団体名 _____

活動目的	
活動内容	
活動場所 (区内に限る。)	施設名: 住所:
活動開始日	年 月 日 ()
活動曜日・時間	月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 ・ 土 ・ 日 午前 ・ 午後 時 分 ~ 時 分
支出予定経費	
支出予定額	¥
支出予定内訳	

第 号
年 月 日

様

品川区長

印

品川区地域介護予防活動助成金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった品川区地域介護予防活動助成金について、
下記のとおり交付しないことを決定したため、通知します。

記

1. 不交付理由

品川区長 あて

団 体 名
代表者氏名
住 所

品川区地域介護予防活動実績報告書

品川区地域介護予防活動助成金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1. 活動実績

	活動日時	活動内容	活動場所（区内に限る。）	参加人数	支出経費（内訳）	支出金額
1	年 月 日 時 分～ 時 分	実施した運動： 運動の実施時間： 分 その他の活動：		計 人 (内区民 人)		¥
2	年 月 日 時 分～ 時 分	実施した運動： 運動の実施時間： 分 その他の活動：		計 人 (内区民 人)		¥
3	年 月 日 時 分～ 時 分	実施した運動： 運動の実施時間： 分 その他の活動：		計 人 (内区民 人)		¥
4	年 月 日 時 分～ 時 分	実施した運動： 運動の実施時間： 分 その他の活動：		計 人 (内区民 人)		¥
5	年 月 日 時 分～ 時 分	実施した運動： 運動の実施時間： 分 その他の活動：		計 人 (内区民 人)		¥
6	年 月 日 時 分～ 時 分	実施した運動： 運動の実施時間： 分 その他の活動：		計 人 (内区民 人)		¥
7	年 月 日 時 分～ 時 分	実施した運動： 運動の実施時間： 分 その他の活動：		計 人 (内区民 人)		¥
8	年 月 日 時 分～ 時 分	実施した運動： 運動の実施時間： 分 その他の活動：		計 人 (内区民 人)		¥

9	年 月 日 時 分～時 分	実施した運動： 運動の実施時間： 分 その他の活動：		計 人 (内区民 人)		¥
10	年 月 日 時 分～時 分	実施した運動： 運動の実施時間： 分 その他の活動：		計 人 (内区民 人)		¥
11	年 月 日 時 分～時 分	実施した運動： 運動の実施時間： 分 その他の活動：		計 人 (内区民 人)		¥
12	年 月 日 時 分～時 分	実施した運動： 運動の実施時間： 分 その他の活動：		計 人 (内区民 人)		¥
13	年 月 日 時 分～時 分	実施した運動： 運動の実施時間： 分 その他の活動：		計 人 (内区民 人)		¥
14	年 月 日 時 分～時 分	実施した運動： 運動の実施時間： 分 その他の活動：		計 人 (内区民 人)		¥
15	年 月 日 時 分～時 分	実施した運動： 運動の実施時間： 分 その他の活動：		計 人 (内区民 人)		¥
16	年 月 日 時 分～時 分	実施した運動： 運動の実施時間： 分 その他の活動：		計 人 (内区民 人)		¥
17	年 月 日 時 分～時 分	実施した運動： 運動の実施時間： 分 その他の活動：		計 人 (内区民 人)		¥
18	年 月 日 時 分～時 分	実施した運動： 運動の実施時間： 分 その他の活動：		計 人 (内区民 人)		¥
19	年 月 日 時 分～時 分	実施した運動： 運動の実施時間： 分 その他の活動：		計 人 (内区民 人)		¥
20	年 月 日 時 分～時 分	実施した運動： 運動の実施時間： 分 その他の活動：		計 人 (内区民 人)		¥
支出合計						¥

2. 添付書類

助成対象経費の内容を確認できる書類（領収書の写し等）

こちらに領収書の写し等を貼付してください。

年 月 日

品川区長 あて

団 体 名
住 所
代表者氏名 印

品川区地域介護予防活動助成金交付請求書

品川区地域介護予防活動助成金について、 年 月 日付 第 号により交付決定を受けたので、下記の金額を請求します。

記

1. 助成金交付請求額 ¥ _____

助成金は、下記口座へ振り込んでください。

振込先 金融機関名	銀行			本店				
	信用金庫			支店				
信用組合			出張所					
口座の種類	普通 当座	口座番号						
フリガナ								
口座名義人								

※振込先の記載に誤りがあると助成金が振り込まれません。正確に記載してください。